

Ⅱ 同和問題（部落差別）とは、どのような人権問題ですか？

1 同和問題（部落差別）の定義



同和対策審議会答申（昭和 40（1965）年）では、次のように定義されています。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」

わたしたちは出生地を選んで生まれることはできません。つまり、同和問題（部落差別）とは、本人には何の責任もないことで不平等・不利益を強いられ、自由と平等が侵害されるという、まさに不合理な人権問題です。

 [もう一步先へ](#) P.30 1 「同和」という言葉について

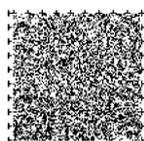
2 部落差別の歴史的な背景・経緯



部落差別の起源は諸説ありますが、封建社会が確立されていく過程の中で、幕藩体制の強化・維持を目的として、当時の社会の中にあつた偏見を利用して、政治的・人為的に作られた身分制度に由来していると言われています。

したがって、例えば、人種や民族が違う、特定の宗教に属していたといった説は誤りです。また、近年の研究によると、地域によって歴史的な成立過程にも多様性があることがわかってきています。

部落差別がどのような背景と経緯のなかで形成されたものだとしても、出生地や居住地などによって差別するのは誤った考え方であり、現在の差別を合理化したり、容認したりする根拠にはなりません。



大切なことは、部落差別の歴史的な背景や、その経緯を学習することで、差別の誤りに気づき、解決につなげていくことです。

（1）古代から戦国時代まで

日本史上の古代以降、社会的に差別された人々がいましたが、その法制上の身分は平安時代に消滅し、中世においては法律や制度として公的に固定されたものではありませんでした。

しかし、この時代には、人の死や血などは「ケガレ」であるとする考え方が広まりました。これは科学的・合理的に判断すれば、全く根拠のない誤った考え方ですが、この考え方から「死や血などに触れると、触れた人も穢れる」という考え方が形づくられ、やがて「人や動物の死や血に触れる仕事に従事する人々は、そのケガレが伝染し、穢れた存在である」という誤った考え方が社会の中に広まっていきました。この考え方が、特定の仕事や役割を担った人々に対する偏見を形づくり、社会的に差別された身分を生み出すことにもつながりました。ただし、この時代における人々の身分は、世襲的ではなく、個々人としては交代することがあるなど流動的で、かつ移動の自由や職業の自由が奪われていたものでもありませんでした。

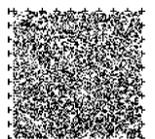
しかし、戦国時代になると、室町幕府の支配力は失われ、各地で戦乱や一揆が相次ぎ、それまでの支配構造が大きく揺らぐようになりました。そこで、豊臣政権は、より強固な支配体制を築くために検地や刀狩りを全国にわたって行い、武士と農民などとの違いをはっきりさせ、さらに、1591年に身分統制令を出して公的に固定された身分制度の基礎を固めました。

（2）江戸時代

その後、江戸時代になり、徳川幕府によって、固定された身分制度が確立・強化されていきました。

全人口の7%程度にすぎない武士階級による幕藩体制を確かなものとするためには、身分制度の強化によって、多くの民衆を分裂させ支配する必要があったのです。そのために当時の社会は、様々な身分の人々によって構成されていました。その身分は自由に変えることはできず、それぞれの身分の中でも、上下の関係がさらに細かく分けられていました。

その中には、当時の社会にあった偏見や、「ケガレ意識」等の人々の誤った意識を利用し、武士や百姓、町人とは区別され、被差別身分とされた人々もいました。この身分には、雑役的労働者、雑芸能者、戦国期に敗北して社会的脱落者となった浪人、あるいは土地を失った農民、没落した町人など、様々な階層の一部の人々が強制的に組み入れられたと考えられています。



これらの人々は、幕府によって、住む場所を生活環境条件の悪い場所に限定されたり、服装や他の身分の人々との交際を制限されたりするなど差別的な扱いをされました。しかし、厳しく差別されながらも、農業を営んで年貢を納めたり、優れた技術で人々の生活に必要な皮革用具などを作ったり、治安を担ったりして、社会を支えました。また、古くから伝わる芸能を盛んにし、後の文化にも大きな影響を与えました。

一方、民衆の生活が苦しくなり、幕藩体制に対する不満や不安が大きくなればなるほど、これらの人々に対する差別が強められていったという経緯もあります。例えば、警備や刑の執行に関わる役割は、一揆の探索や鎮圧に利用され、反感の対象となるように仕組まれました。

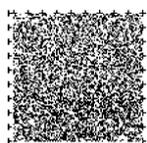
このように、被差別身分とされた人々は、約 300 年という長い間、差別されながら生活することを強いられてきたのです。

（3）明治・大正時代

幕藩体制の崩壊後、明治政府は近代国家としての体裁を整えるために、それまでの封建的な制度を廃止し、「殖産興業」「富国強兵」といった政策を進めていきました。こうした中で明治 2（1869）年に、武士、百姓、町人という身分を廃し、公家・大名を華族、武士を士族、百姓・町人を平民としました。

さらに、明治 4（1871）年には被差別身分の廃止を目的とする太政官布告、いわゆる「解放令」が出されました。政府は、それまで百姓や町人とは異なる身分とされ、長い間差別に苦しめられてきた人々に対し、差別呼称をなくし、身分と職業を平民と同じとすることとしました。この布告に対し、政府の他の政策に対する不満も重なり、解放令に反対する一揆が発生した地域もありました。この「解放令」は形式的な内容にとどまり、政府が差別をなくすための積極的な政策を行わず、他の平民と同じように兵役の義務も加えたため、これまで差別に苦しめられてきた人々の生活はかえって苦しくなりました。さらに、皮革生産など、それまでは被差別身分の人々の専業とされていた産業に大資本の企業等が進出し経営を圧迫したことや、治安維持のための様々な役割など、被差別身分の人々が担ってきた仕事を失ってしまったことなども、人々の生活を苦しめる原因の一つになりました。

また、兵役と納税の制度確立のために明治 5（1872）年に作られた全国的な戸籍、いわゆる「壬申戸籍」の中に、新たな差別呼称が記載されるところがあり、それを自由に閲覧⁵することもできました。そのため、社会には依然として根強い差別意識が残されることになりました。



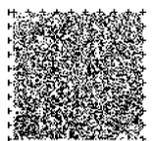
⁵ この「壬申戸籍」は、昭和 43（1968）年の国からの通達により、閲覧ができないようになっています。

これらの結果、就職や進学、結婚や居住など、日常生活の中で様々な差別が新しい形で生じたり、さらに強められたりすることにつながりました。つまり差別によって、生活向上や自己実現の権利を奪われ、社会の発展から取り残され、経済面や生活環境面の格差が広がっていく状況になってしまったのです。そして、その格差がまた新たな偏見や差別を生み出すといった悪循環も生じてしまいました。

大正7（1918）年、米価の暴騰により発生した「米騒動」には、苦しい生活状況に置かれていたことも相まって、差別を受けてきた人々も数多く参加しました。これを契機に、「同和問題が重大な社会問題である」ことが認識されるようになりました。このような状況に対して、自分たちの力で差別をなくす動きを起こそうと考える人々が増えてきました。やがて、これらの人々は大正デモクラシーといわれる社会情勢を背景に、「水平社運動」と呼ばれる、部落差別の解消を目的とする運動を始めました。その結果、差別を受けてきた人々の基本的人権に関する自覚が高まったこと、部落差別の不合理性についての社会認識を喚起したことなど、水平社運動が果たした役割には大きいものがありました。

国も地域改善のための事業に取り組み始めましたが、戦争への動きが強まり社会情勢が厳しさを増すにつれて、差別の解消に向けた運動や事業は戦時体制の中に埋没し、やがて中断されることとなりました。

このように、明治時代以降には、制度上は差別される身分は確かに無くなりましたが、教育や就労、結婚、生活環境といった生活実態の面において、社会の多くの人々の意識や行動といった面においても無くなることはありませんでした。



3 同和問題（部落差別）の解決に向けた取組みはどのようにして始まったのですか？



昭和20（1945）年に第二次世界大戦が終わり、昭和22（1947）年には日本国憲法が施行されました。この憲法には「基本的人権の尊重」の規定が設けられ、民主的な社会の実現のため様々な改革が行われました。しかし、部落差別は依然として残ったままであり、各地で差別事件が発生しました。こうした中、国は昭和28（1953）年に隣保館⁶設置の予算を計上し、同和問題解決の事業を始めました。

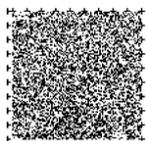
その後も次第に充実が図られましたが、このような個別的な事業により生活実態が大きく改善されることはなく、全国的にも取組みにばらつきがありました。

一方で、戦争によって中断を余儀なくされていた部落差別の解消を目的とした運動も再開され、昭和21（1946）年には「部落解放全国委員会（後の部落解放同盟）」が、昭和35（1960）年には全国国民運動をめざす「全日本同和会」が結成されました。このような社会情勢のもと、昭和36（1961）年、政府は同和問題の解決のため、内閣総理大臣の諮問機関として「同和对策審議会」を設置しました。この審議会は全国的な実態調査を行い、それをもとに審議を重ね、昭和40（1965）年に「同和对策審議会答申」を政府に提出しました。この答申の主な内容は次のとおりです。

- 同和問題は現代社会においてもなおいじりくしく基本的人権を侵害され、市民的権利と自由を保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であると認識したこと。
- 同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると認識したこと。
- 部落差別を心理的差別と実態的差別に分類し、それらが相互に悪循環を繰り返していること。そして、その背景には日本の社会、経済、文化体制が存在していると指摘したこと。
- 就職と教育の機会均等を完全に保障し、生活の安定と地位の向上を図ることが同和問題解決の中心的課題であると指摘したこと。

この答申は、国や地方公共団体に生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上、基本的人権の擁護などを総合的に推し進めることを促しました。

その後、法律が制定され、様々な取組みが行われたことから分かります。この答申が果た



⁶ 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う施設。

した歴史的意義は大きいものがあります。

同和対策審議会答申を受け、政府は同和対策事業特別措置法を制定しました。これは、特別措置法により予算を確保し、複数の事業を特定の地域に集中的に行うことにより、部落差別解消のための施策を効果的に実施することを目的としていました。

その後、この法律も含めた3本の法律に基づき、昭和44（1969）年から平成14（2002）年3月末まで、33年間にわたって、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、差別解消のための総合的な施策が推進されました。

同和対策審議会答申では、部落差別の形態は「心理的差別」⁷と「実態的差別」⁸に分けられるとし、この2つの差別は相互に因果関係を持ち、部落差別を再生産するという悪循環を繰り返すと述べています。この悪循環を断ち切り、生活実態の早急な改善を図るには、迅速で全国的な取り組みが必要との考えの下で、特別措置法による施策が推進されたのです。

また、国は特別措置法による施策の他にも、部落差別の解消につながる施策に取り組んできました。例えば、企業の同和問題（部落差別）についての理解と認識が不十分な状況があり、このことが、就職の機会均等や生活権の保障といった基本的人権を侵害し、生活の安定と地位の向上を阻み、部落差別を助長していました。この状況を改善するため、公正な採用選考に関する様々な取り組みが進められました。この他にも、もともと有償であった義務教育用の教科書が無償で配布されるようになったのは、部落差別の解消のために、教育の機会均等の保障を求めた取り組みがきっかけでした。

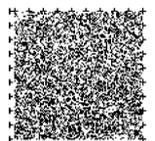
もう一步先へ P.31 4 義務教育教科書無償運動

これらの取り組みの結果、生活環境面をはじめ様々な面で存在していた較差は大きく改善され、生活環境の厳しさが差別を助長するといった状況は変化してきました。しかし、教育・就労等の面での較差等の残された課題もあり、また心理的差別の解消という面では依然として課題が残されています。このような経緯を踏まえ、財政上の特別措置について定めた法律はなくなった後も、同和問題（部落差別）の解決に向けた行政による取り組みが進められています。

もう一步先へ P.32 5 人権についての主な取り組み P.34 6 人権尊重の観点から近年制定・改正された主な法律

⁷ 人々の観念や意識の中に潜在し、言語や文字、行為によってあらわされる差別のこと

⁸ 整備の遅れた生活環境、不安定な就労状況、不十分な教育水準等、同和地区の人々の厳しい生活実態にあらわれている差別のこと



4 同和問題（部落差別）に関して、現在どのような差別が起きていますか？



現在も、次のような差別が起き、大きな課題となっています。

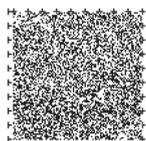
- 結婚の際に出身地等を理由に反対されること。
- 就職の際に採用選考で不適切な質問をされること。
- 不動産売買等における「土地差別」。
- インターネット等で差別表現や差別情報が流されること。

こうした背景には、現在もなお、同和問題（部落差別）にかかわる偏見や差別意識が人々の心に根強く存在していることがあります。

（1）結婚の際に出身地等を理由に反対されること

日本国憲法第 24 条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し…」と定められているにもかかわらず、身元調査によって、周囲が出身地等を理由に結婚に反対するような事例が起きています。これらの中には、損害賠償請求事件（民事事件）になった例もあります。

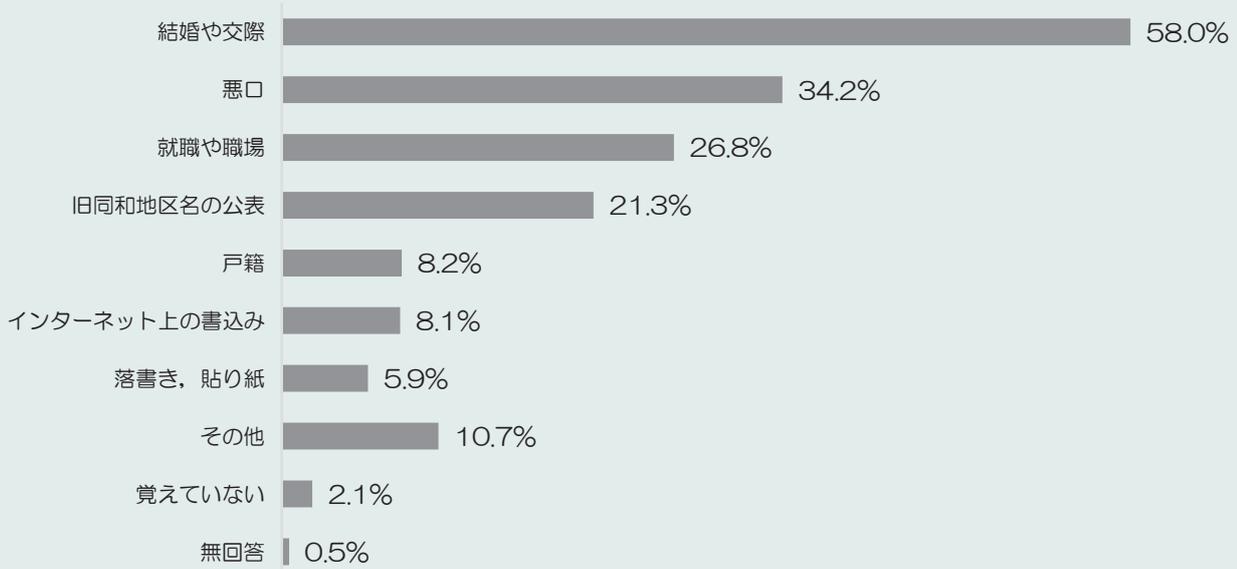
令和 2（2020）年 6 月に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」によると、「部落差別の被害又は加害経験があるか。（親族・知人を含む）」という問いに対し、回答者の 17.5%が「ある」と答えています。また、「その様な経験があった方はどのような場面、事例であったか。」という問いに対し、「部落差別の被害又は加害経験がある」と回答した 728 人のうち、58%の人が「結婚や交際に関する場面」と答えるなど、結婚や交際の場面において、差別意識が最も顕著に現れるという結果となっています。



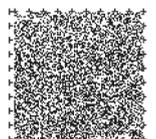
部落差別の被害又は加害経験があるか



部落差別の内容（複数回答）



（法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（2020）より）



（２）就職の際に採用選考で不適切な質問をされること

採用選考の面接の際に、本人の適性や能力を見て判断すべきであるにもかかわらず、全く関係のない出身地や家族の状況等を聞くといった差別につながるおそれのある不適切な質問を行ったりするなどの事例が県内でも報告されています。

 **もう一步先へ** P.35 7 部落地名総鑑

（３）不動産売買等における「土地差別」

都市開発、マンション建築等に際して、特定の地域を差別する目的で調査を行ったり、不動産売買において同和地区の物件を避けたりするという、いわゆる「土地差別」というものがあります。

個人による土地や建物の取得や賃借だけでなく、マンション建築や地域の再開発等に関して、調査会社が同和地区に関する調査を行う事例も発生しています。

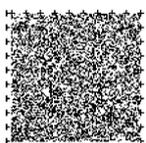
例えば、調査会社が特定の地域を差別する内容を含んだ調査結果を依頼者である広告業者に対して報告し、その報告を受けた広告業者が開発業者に対し特定の地域を差別する内容を含んだ提案を行うといった事例が、複数の地域で起きています。それぞれの企業が行った業務のいずれの段階においても、調査や報告・提案の差別性が問題にされることはなく、各企業の同和問題（部落差別）に対する認識の不十分さが感じられる事例です。この他にも、個人や企業等が、自治体に対して同和地区の有無や所在地について問い合わせるような事例もあります。

このように、利便性等の条件が同等であっても同和地区の物件の価格が低く評価されるといった例が報告されており、財産権の侵害といった側面も含めて課題となっています。

（４）インターネット等で差別表現や差別情報が流されること

個人や集団が、他の個人や集団を侮蔑する意図で使用する表現を「差別表現」といいます。人々の観念や意識のうちに潜在する差別意識を、言葉や文字、行為によって表し、人をおとしめたり不快感を与えたりして、その人の基本的人権を侵害し、尊厳を踏みにじる行為です。

そのような差別表現が使われ、広まることによって、さらに人々の差別意識が助長されていくのです。



一方で、長い間差別を意図して使われてきた表現や、予断や偏見を助長する表

現があり、それが不快感を与えることがあります。また、その表現が、たとえ日常生活の中で何気なく使われ、使った側には差別する意図や侮蔑する意図がなかったとしても、受け取る側にとっては非常に重い意味を持つ場合があります。

さらに、差別を助長するような情報が様々なメディアを通じて発信されるという問題も起きています。

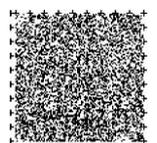
特に、インターネットは、匿名で、簡単に、広範に情報を収集・発信できるという利便性がある反面、その匿名性を悪用して、SNS、インターネット掲示板やホームページ等で他人を誹謗中傷したり、差別を助長するような情報を載せる、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなどの問題行為が起きています。そして、情報ネットワークや情報機器の発達に伴い、これらの差別サイトに対して、多くの人々が、簡単に、様々な場所からアクセスができるようになってきました。インターネット上の情報は、一瞬で不特定多数の人に伝わるだけでなく、一度ネット上で流出した情報は回収することがほぼ不可能であるため、長期にわたって深刻な被害をもたらします。

同和問題（部落差別）については、次のような問題が起きています。

- 特定の地域や個人を誹謗中傷するような差別文書を送りつける。
- 公共の場所に差別落書きをする。
- 差別する内容を書き連ねたハガキを繰り返し送りつけて相手を脅迫する。
- 大量の誹謗中傷のビラをまく。
- 日常生活の中の様々な場面において、差別呼称を用いて差別発言をする。
- 社会の中にある同和問題（部落差別）についての偏見や差別意識を悪用し、マイナスイメージや一部の犯罪行為等だけを強調する。

最近では、インターネット上において、特定の地域やその住民・出身者等を誹謗中傷する差別書き込みがなされたり、地域や個人が特定できるような差別情報が掲載されたりするといった問題が発生しています。中には、特定の地名を名指しで差別する説明や写真、動画と共にホームページに掲載したことが、名誉毀損に当たるとして有罪判決を受けた例もあります。

令和2（2020）年に法務省が公表した「部落差別の実態に係る調査結果報告書」では、実社会における部落差別等に関する人権侵犯事件とインターネット上での部落差別等に関する人権侵犯事件の割合を調査しており、平成29（2017）年には、実社会での部落差別等人権侵犯事件の発生数よりも、インターネット上での部落差別等人権侵犯事件の発生数が上回る結果となりました。



人権侵犯事件の発生数

	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)
実社会における 部落差別等	72 (90.0%)	89 (80.9%)	69 (59.0%)	48 (63.2%)	48 (46.6%)
インターネット上の 部落差別等	8 (10.0%)	21 (19.1%)	48 (41.0%)	28 (36.8%)	55 (53.4%)
合 計	80	110	117	76	103

（法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（2020）より）

